

## 第 1 回 (下)

### 『東大入試で遊ぶ教養 日本史編』

＜増補改訂版＞

佐々木哲、長崎出版

## 氏姓制度って、何でした？

さて、ここからさきは山川出版社の『詳説日本史B』や『東大入試で遊ぶ教養 日本史編＜増補改訂版＞』をタネ本にして、氏姓制度や律令制度について、もう少し深く学んでいきましょう。

5世紀後半から6世紀にかけて、大王を中心としたヤマト政権は、関東地方から九州中部におよぶ地方豪族をふくみ込んだ支配体制を形成していきました。そのことは埼玉県の稲荷山古墳出土の鉄剣銘や熊本県の江田船山古墳出土の鉄刀銘に、「**獲**（隻の文字のくさかんむりのない文字が出ません）**加多支鹵大王**」とみられる大王の名前と、その統治をたすけた豪族の名前がみられることからわかります。

ちなみにこの「**獲加多支鹵大王**」という大王は、「倭の五王」の一人でしたが、誰でしたっけ？ また、それは何天皇とされていますか？

倭王武すなわち「**雄略天皇**」でしたよね。

そして、ヤマト政権は5世紀から6世紀にかけて「氏姓制度」とよばれる支配の仕組みをつくりあげていきます。豪族たちは血縁やその他の政治的関係をもとに構成された「氏」とよばれる組織に編成され、氏単位にヤマト政権の職務を分担し、大王は彼らに姓を与えました。氏上は父子間で継承されるものではなく、氏人の中から選ばれていきました。

では、どんな姓があったんでしたっけ？

中央の有力豪族である、葛城・平群・巨勢・蘇我・阿倍・春日など地名を氏の名とする者には「臣」の姓を、大伴・物部・中臣・膳など職掌名を氏の名にする者には「連」の姓を、有力地方豪族に「君」の姓を、地方豪族に直の姓を与えました。

地名を氏名にしている豪族は、元々大王家と同格であった小国の首長で、大王家とは姻戚関係にありました。彼らは首長を意味する「臣」という姓を称しています。姓の起源は人名に付した彦・根古・君・別などの尊称で、賜姓された時の政治的地位に基づくと考えられます。

職掌名を持つ豪族は、その職掌で出仕していた伴造的な豪族であり、実は職掌名から氏名が始まったと考えられます。

さて、中央の政治は、臣姓・連姓の豪族から大臣・大連が任じられてその中枢をにない、その下の伴造が伴やそれを支える部とよばれる集団をひきいて軍事・財政・祭祀・外交や文書行政などの職掌を分担しました。部民は豪族の名をつけて、蘇我氏の部民であれば蘇我部、大伴氏の部民であれば大伴部等と呼ばれていました。また新しい知識・技術を伝えた渡来人たちも、伴造や伴に編成され、品部の集団がそれを支えていきました。

ヤマト政権は、地方豪族の抵抗を排しながら彼らを従属させ、直轄領としての屯倉や直轄民としての名代・子代の部を各地に設けていきます。6世紀には地方豪族は国造に任じられ、その地方の支配権をヤマト政権から保証される一方、大王のもとにその子女を舎人・女として出仕させ、地方の特産物の貢進、屯倉や名代・子代の部の管理をおこない、軍事行動にも参加するなどして、ヤマト政権に奉仕するようになっていきました。

また、有力な豪族はそれぞれ私有地である田荘や私有民である部曲を領有して、それらを経済的な基盤とし、氏や氏を構成する家々には奴隷として使われる奴がいました。

これら豪族の連合体がヤマト政権であり、中央豪族の代表である大夫による合議制で運営されていきました。そのため大王の権力基盤は弱くて、蘇我氏のように他を圧倒する強力な豪族が出てくると大王は無力でした。

## 律令制度って、何でした？

古代の氏姓制度は、中央・地方の豪族を大王家中心の支配体制に組み入れるための政治的身分秩序であり、それぞれの豪族がつく職掌があらかじめ決められていました。しかも1つの豪族から氏上一人だけが出仕することになっていましたので、能力のある者が埋没してしまいます。そこで出身にかかわらず才能のある者に位階を与え、位階にふさわしい官職に任命するという官位制度を取り入れていくことになります。

### 律令制度って、そもそも何でしょうか？

意外や意外、手元にある山川出版社の『詳説日本史B』の中に律令制度についての明確な定義がありません。教科書には「律は今日の刑法に当たり、令は行政組織・官吏の勤務規程や人民の租税・労役などの規程である」ことは書かれていますが……。しかも教科

書の索引には「律」も「令」も「律令」も「律令制度」も載ってません。「格」や「式」は索引にあるのですが・・・。

同じ山川出版社の『日本史B用語集』の方では、「律令と格式という法令によって運営される国家」が「律令国家」の定義、そしてその定義に続けて「日本では天皇を中心とする中央集権的官僚制の国家体制」を「律令制度」の定義として使っています。こちらを読むと、律令制度のことがなんとなくわかります。律令国家は、飛鳥時代の後期から平安時代初期までの国家体制と言うことができますね。

701年に刑部親王や藤原不比等らによって大宝律令が完成、さらに718年に藤原不比等らによりまとめられた養老律令などにより、律令制度による政治の仕組みもほぼ整いました。

中央の行政組織には、神々の祭りをつかさどる神祇官と行政全般を管轄する太政官の二官があり、太政官のもとで八省が政務を分担しました。行政の運営は、有力諸氏から任命された太政大臣・左大臣・右大臣・大納言などの太政官の公卿による合議によって進められます。

地方の組織としては、全国が畿内・七道に行政区分され、国・郡・里がおかれて、国司・郡司・里長が任じられました。国司には中央の貴族が派遣され、役所である国府を拠点に国内を統治しました。郡司は、もとの国造など伝統的な地方豪族が任じられ、郡の役所である郡家を拠点として郡内を支配しました。京には左・右京職、難波には摂津職、外交・軍事上の要地である九州北部には西海道を統轄する大宰府がおかれ、これらの諸官庁には、多数の官吏が勤務しました。

官吏は位階を与えられましたが、臣下の位階は正一位から少初位下までの30階ありました。このうち、三位以上が公卿として多くの特権を持ち、三位と四位との間には大きな差がありました。五位以上であれば貴族としての特権を持ち、特権のない六位以下との間にはさらに大きな差がありました。

官吏は与えられた位階に応じた官職に任じられるという**官位相当制**が採用されました。これは個人に位階を与えて、それにふさわしい官職に任命するので、官職の世襲を排除した適材適所の人材登用ができるようになりました。いわば**官吏は能力と経験で出世が可能になったんです。これが前代の氏姓制度との大きな違いですね。しかも氏族制度と異なり、官人として優秀であれば一つの氏族から複数の官人を出すこともできます**。その代表例が東大の問題にあった藤原不比等の四人の子息であり、彼らは優秀であったため四人ともに公卿になったんです。そして、位階・官職に応じて封戸・田地・禄などの給与が与えられたほか、調・庸・雑徭などの負担も免除されました。とくに五位以上の貴族は手厚く優遇され、五位以上の子(三位以上の孫)は父(祖父)の位階に応じた位階を与えられる**蔭位の制**により貴族層の再生産が可能になりました。

さらに氏族制度の氏上に相当する**氏長者**の制度もあり、氏長者の指名で叙爵されることを氏爵といいます。こうして多くの官僚を輩出した藤原氏は、結果的に貴族として発展していくことになったのです。

**本来、律令制は能力によって位階を位置づけ、その位階と能力に見合った官職に就けることで、官職の世襲を妨げることを大きな目的としましたが、蔭位の制を設けるなど世襲を許す制度を含んでいました。そのため貴族の再生産が可能になり、中央の有力貴族が上流貴族であり続ける結果になったのです。**

四兄弟の出世の要因の1つは、しっかりと学問にも力を注いだからですが、この学問は具体的に何でしょうか？

## この「学問」って、何でした？

山川出版社の『詳説日本史B』によると、奈良時代には教育機関として官吏養成のために中央に大学、地方に国学が置かれました。大学の場合は、貴族の子弟や朝廷に文筆で仕えてきた人々の子弟、国学の場合は郡司の子弟らを優先させて入学させました。学生は大学を修了し、さらに試験に合格してようやく官人となることができました。

そして、大学で学ぶ学科は、五経などの儒教の経典を学ぶ「明経道」、律令などの法律を学ぶ「明法道」、ほかにも音書算などの諸道があり、9世紀には漢文・歴史を含む紀伝道が生まれた、とあります。奈良時代でいえば、五経などの儒教の経典を学ぶ「明経道」が重視されていたので、「明経道」(儒教)が学問の中心と言うことです。

藤原武智麻呂たちは「明経道」などを中心に勉強したうえに、役人としての経験を積み重ねていったから右大臣にまで登っていったということになります。努力して才能を開花させたのです。

では、古いタイプの政治家とも言える大伴家持って、どんな人でしたっけ？ 彼の最大の業績は何でしょう？

## 大伴家持って、どんな人でした？

大伴家持は旅人の子（旅人は家持が14歳の時になくなっています）で、大伴氏の跡取りとして、学問・教養を早くから学んでいました。その家持の最大の業績はなんと言っても『万葉集』の編纂ですよね。全20巻のうち巻17～巻19に自身の歌日記を残し、彼自身の歌が『万葉集』の全歌4516首のうち、なんと473首を占め、全体の10%を超えています。

東大の問題の資料(4)にあるように、大伴家持は今まで同様、先祖伝来の軍事氏族としての伝統を受け継いで、結束して天皇の護衛に励もうと氏人たちに呼びかけています。その彼が、はじめて天皇の雑役や警衛に当たる内舍人に就任したのは738年のことでした。

**彼が生きた時代は藤原氏と他氏がしのぎを削っていた時代**で、一步間違えば大伴氏も、その政争の中で抹殺されてしまいかねない時代でした。ですから、家持の両肩には名門貴族大伴氏の命運がかかっていました。そして、家持の死後、大きな危機を迎えました。

家持は785年に陸奥按察史鎮守将軍として東北に出征中、多賀城にて68歳で亡くなります。葬儀は多賀城で行われ、家持は遺骨となって平城京に帰還します（ただし、多賀城に赴任していた説と遙任として在京していた説があり、亡くなった場所についても、平城京説と多賀城説とがあります）。

ところがです。その年の9月22日、**建設中の長岡京で桓武天皇の第一の寵臣の藤原種継が何者かに射殺されるという事件**が起きます。厳しい詮議の末、**皇太子早良親王を天皇に擁立しようとする一派の犯行と判明し、その陰謀に家持も関係していた**ことが明らかになります。その結果、都に戻ってきた家持の遺骨は埋葬を許可されず、官位も姓名、領地も剥奪され、実子の永主は隠岐に流されます。家持の官位が元の従三位に復するのは、それから21年後のことでした。

ちなみに、**家持の歌は小倉百人一首にもおさめられている**ことを知っていますか？  
大伴家持の歌は、第6番で、

鶺鴒（かささぎ）の 渡せる橋に 置く霜の  
白きを見れば 夜（よ）ぞふけにける

と詠んでいます。**阿刀田高さんの『恋する「小倉百人一首」』**によれば、鶺鴒という鳥は、カラスの仲間のように、この鳥を広く知らしめているのは、七夕伝説なんです。7月7日の夜、彦星が橋を渡って織り姫と逢い引きしますが、その橋は、なんと鶺鴒が自らの羽を連ねて作っているのだそうです。

知らなかった！！